

みえ地域コミュニティ応援ファンド（地域課題解決型）助成金交付要領

（通則）

第1条 この要領は、みえ地域コミュニティ応援ファンドに係る貸付事業実施要領に基づき財団法人三重県産業支援センター（以下「センター」という。）が実施するみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業（以下「助成事業」という。）の適正かつ円滑な執行を期するために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金（以下「助成金」という。）は、地域の特性を生かした事業や地域課題に対応したビジネスへの取組を行う場合において、その初期段階の必要経費に対して資金面から支援し、こうしたビジネスを次々と創出することを目的とする。

（助成対象者）

第3条 助成事業の対象者は、創業者、新事業を行おうとするベンチャー企業及び中小企業者、創業者、中小企業者等が行う新事業を支援する事業を行う者（中小企業に該当しないNPO、商工団体、大学等を含む）及び助成総額の3割未満の範囲内において、新事業を行おうとするNPO等の中小企業以外の者を対象とする。

なお、上記の対象者について、創業者とは、これから創業もしくは会社を設立する者とし、第19条に定める実績報告書の提出までに手続きを済ませおくことを条件とする。新事業を行おうとするベンチャー企業及び中小企業者とは、「中小企業基本法」第2条に規定する中小企業者とし、その中で新規性・成長性・独創性が期待できるアイデア等を活かした事業を進めるため創業した中小企業者をベンチャー企業という。NPOとは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体とする。

また、要件を満たす者で構成される「有限責任事業組合契約に関する法律」第2条に規定する有限責任事業組合が行う事業を申請する場合は、当該組合員の肩書き付き名義で申請することにより対象とする。

2 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しない者を対象とする。

（助成対象事業及び助成額）

第4条 助成事業の対象事業は、地域の多様な主体による地域の課題解決等を図るビジネスとする。

2 助成額は、200万円を上限とする。ただし、助成事業の効果的な実施の観点から最低助成額を50万円とする。

3 助成対象経費は、当該助成事業を適切に実施するために必要な経費であって、別表1に掲げるものとする。ただし、運転資金、役職員に係る人件費及び他の国及び県の事業を活用する事業内容がある場合は重複する取組は除くものとする。

（採択基準）

第5条 助成金の対象となる事業は、次に掲げる項目等を勘案し、センターが予算の範囲内において採択するものとする。

（1）今後5カ年間の事業収支予測による経営性、事業の継続意欲

（2）地域課題への貢献度

2 助成期間

助成事業の対象期間は、原則として助成金の交付決定のあった年度とする。ただし、事業計画においてやむを得ず複数年度の事業計画となるものについては、交付決定のあった日から1年以内を助成期間とすることができる。

3 助成率

助成率は、助成対象経費の2/3以内とする。

(計画書の提出)

第6条 助成金の交付申請をしようとするものは、みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業実施計画書(第1号様式)及び財団法人三重県産業支援センター理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める書類(以下「計画書等」という。)を別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。

関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要
- (4) 事業計画連携関係説明書(地域の複数の事業主体が集まって地域に貢献する事業として申請する場合に限る)
- (5) 当該事業に係る議決を証する書面
- (6) 定款又はこれに準ずる規約、会則
- (7) 役員、構成員名簿(職名、氏名、よみがな、生年月日、性別等)
- (8) その他必要とする書面

(助成金の交付の内定)

第7条 理事長は、計画書等の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとし、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金を交付しようとする計画及び交付しようとする額の内定をするものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、当該計画に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付の内定をすることができる。
- 3 理事長は、前項に規定する内定をするにあたり、別に定めるみえ地域コミュニティ応援ファンド審査会(以下「審査会」という。)を開催し、事業計画に関する意見を聴くものとする。
- 4 審査会は、必要に応じて、当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求めることができる。

(内定の通知)

第8条 理事長は、助成金の交付を内定したときは、その内定の内容を申請者に通知するものとする。

(計画書の取り下げ)

第9条 計画書等を提出した者は、前条の規定による内定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の内定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項に規定する申請の取り下げ期日は、内定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記した書面を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る計画書等の提出はなかったものとみなす。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付の内定を受け、交付申請をしようとするものは、みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付申請書(第2号様式)を理事長に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出に当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(助成金の交付決定等)

第11条 理事長は助成金の交付申請があったときは、当該申請書等の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、適当と認めるときは、速やかに助成事業者に対して助成金の交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の交付決定にあたっては、次の条件を付すものとする。

(1) 暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び理事長に報告すること。

3 前項に定めるほか、理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第12条 助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記した書面を理事長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画承認の変更)

第13条 助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)が、助成事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業実施計画変更承認並びに助成金変更交付申請書(第3号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた助成金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りではない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ助成目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費間の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。

(2) 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業の廃止又は中止)

第14条 助成事業者は、この助成金の交付決定後の事情の変化により、助成事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかにみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 助成事業の中止又は廃止の時期が、交付決定の以前である場合には、当該申請書の受理をもって前項に規定する理事長の承認を受けたものとみなす。

(遅延等の報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業計画遅延等報告書(第5号様式)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の遂行)

第16条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行なわなければならない。いやしくも助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成事業の遂行状況の報告等)

- 第 17 条 助成事業者は、交付決定のあった日から 6 ヶ月経った時点で助成事業の遂行状況についてみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業遂行状況報告書(第 6 号様式)を提出しなければならない。
- 2 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができる。
 - 3 理事長は、助成事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し当該助成事業の遂行の一時停止を指示することができる。

(代表者等の変更届)

- 第 18 条 助成事業者が代表者(住所)を変更した場合には、直ちにみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業代表者(住所)変更届(第 7 号様式)を理事長に提出しなければならない。
- 2 助成事業者が組織変更した場合には、直ちにみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業事業継承届(第 8 号様式)を理事長に提出しなければならない。

(実績の報告)

- 第 19 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は助成金の交付のあった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までにみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業実績報告書(第 9 号様式)を理事長に提出しなければならない。
- 2 消費税及び地方消費税を助成対象経費とした場合にあっては、助成事業者は、助成事業完了後に当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。
 - 3 助成事業者は、助成事業が完了した年度を含め 5 カ年間、4 月 10 日までにみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業実績報告書(第 12 号様式)を理事長に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

- 第 20 条 理事長は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対して通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第 21 条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち支払うものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときはみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金部分(精算)払請求書(第 10 号様式)を理事長に提出しなければならない。

(部分払い)

- 第 22 条 理事長は、既成事業の既済部分に対し、その完了前に助成金の一部を支払う必要があると認められるときは、部分払いをすることができる。

(立入検査等)

- 第 23 条 理事長は、助成金交付事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付を受けた者に対して報告をさせ、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、助成金交付事業に係る関係諸帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

(是正のための措置)

第24条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成長が助成金の交付の決定の内容、およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に命ずることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第25条 理事長は、助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 理事長は、助成事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員がその助成事業に関し、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為が行われた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第26条 理事長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 消費税及び地方消費税を助成対象経費とした場合にあっては、助成事業者が、助成事業完了後に消費税の申告により助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(加算金及び延滞利息)

第27条 助成事業者は、第25条の規定による処分に関し、助成金等の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その助成金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.75パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 助成金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金等は、最後の受領の日を受領したものとし、その返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、その返還を命ぜられた額に達するまでに順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まずその返還を命ぜられた助成金等の額にあてられたものとする。

4 助成事業者等は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた助成金等の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者等の申請にもとづき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

7 助成事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面にその助成金等の返還を遅延させないためとった措置およびその助成金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第28条 助成事業者は、助成金交付事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業財産処分承認申請書(第11号様式)により理事長の承認を得なければならない。また、当該取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第

十五号)に定める期間を経過している場合を除き、助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付しなければならない。

(関係書類の整理)

第29条 助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、助成事業の終了後、5年間保存しておかなければならない。

(その他必要となる事項)

第30条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年7月12日から施行する。

この要領は、平成20年9月20日から施行する。

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

(別表1)

一	委員、講師等外部専門家に対する謝金
二	委員、講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
三	会議費、会場・事務所借用料、資料・原材料購入費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、備品購入費、機器等借損料、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費、施設整備・改修等の事業実施にかかる経費
四	当該事業に係るマーケティング調査等の委託費（その事業の全てを委託するものを除く）
五	上記以外の経費で、財団法人三重県産業支援センターが特に必要と認める経費

参考

三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱別表

<ol style="list-style-type: none"> 1 法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合 2 法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合 3 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合 4 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。） 5 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。） 6 法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合
